

締約国に関する情報 C O	コロンビア 一般情報	附属書 B 1 C O
国内官庁の名称	Superintendence of Industry and Commerce (Colombia) 商工業監督局 (コロンビア)	
所在地	Av. Carrera 13 No. 27-00 Piso 3, Bogotá, D.C., Colombia 通信及び出願サービス: Av. Carrera 7 Nos. 31a-36 Piso 3, Bogotá, D.C., Colombia	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(57-601) 587 00 00	
電子メール	dirnuecreaciones@sic.gov.co (一般問合せ) ePCT@sic.gov.co (e P C Tに関する問合せ)	
インターネット	http://www.sic.gov.co	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL、DEPRISA又は4-72の配達サービスを条件とする。	
出願人がWIPO DASから優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある	
コロンビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	商工業監督局 (コロンビア) 又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	制限しない	
コロンビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	商工業監督局 (コロンビア)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案 (実用新案は特許に代えて求めることができる)	

[次頁に続く]

C O	コロンビア (続き)	C O
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>オンライン支払：</p> <p>次の支払オプションが利用可能である。</p> <p>1. P S E 経由の銀行口座引き落としによる支払</p> <p>利用者は P S E 経由で自身の銀行口座から手数料額の引き落としによる支払が可能である。取引拒否を避けるために、利用者は、引き落としが行われる銀行における承認限度額及び1日あたりの承認取引件数を確認すべきである。</p> <p>2. クレジットカードによる支払</p> <p>VISA及びMastercardによる支払が可能である。出願人はカード発行会社が課す手数料を負担することに留意されたい。その額は支払時にシステム上に表示される。</p> <p>3. クーポンによる支払</p> <p>この方法は銀行における手数料支払を可能としながら、オンライン出願に適用される減額の利益が受けられる。利用者がこの支払方法を希望する場合には、出願時に「pago por cupón」(クーポンによる支払) のオプションを選択し、「continuar con el pago」(支払続行) ボタンをクリックする。利用者は支払人のデータを記入し、「pago por cupón」(クーポンによる支払) のオプションを選択する。システムは支払クーポンをダウンロードするので、利用者は自身が選んだ銀行でこの書類を使用して支払を行うことができる。支払の申請及び確認が行われると、取引はシステムに登録される。</p> <p>銀行での支払</p> <p>出願人又はその代理人は、希望する銀行の窓口で、次の口座に入金することができる。</p> <p>口座名義人：Superintendence of Industry and Commerce (Colombia) 識別番号：NIT 800.176.089-2. ID：NIT 800.176.089-2</p> <p>送金完了後は、支払クーポンを Documentary Management office (oficina de Gestión Documental) に送付する必要があり、これによって商工業監督局から公式領収書に交換することができる。公式領収書は、Documentary Management office に提出、又は電子メール contactenos@sic.gov.co 宛に、支払とリンクさせる手続の番号を表示したメモを添付して送信しなければならない。</p>	
国際型調査に関するコロンビアの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
コロンビアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
コロンビアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	